

記載要領等**事業用資産に係る特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書****《使用目的等》**

この届出書は、租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書又は第17項ただし書（これらの規定を同令第40条の7の10第14項において準用する場合を含みます。以下同じです。）に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

なお、この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

- (注) 1 「特定資産の保有割合」とはその日の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B + C}{A + C}$$

※A＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額の総額

B＝当該事業に係る貸借対照表に計上されている特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の8の8第8項に規定するものをいいます。以下同じです。）の帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別関係者が当該特例事業受贈者から受けた同号ハに規定する必要経費不算入対価等の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その年分の特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る事業所得に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第14項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第7項に定める事由が生じたことにより特定資産の割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の7の8第17項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の8の8第9項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入の割合が75%以上となった場合をいいます。